



® 平成 29 年 8 月 30 日 (水)

No. 14518 1部370円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

- ☆日中韓の審判実務の比較研究 (無効審判)
-第5回・完- (1)

日中韓の審判実務の比較研究 (無効審判) -第5回・完-

日本大学法学部 (大学院法学研究科)

教授 加藤 浩

1. はじめに

「特許行政年次報告書(2017年版)」(特許庁)によると、日本において、特許無効審判の請求件数は、2015年の231件から2016年の140件に減少している。これは、2015年4月に導入された特許異議申立制度が影響している可能性があると考えられる。また、2016年の特許・実用新案の無効審判の審理件数は238件であり、平均審理期間は10.5か月であった。なお、2016年の特許・実用新案の当事者系審判(無

効審判のほか、取消審判、訂正審判を含む)の審理結果については、請求成立が199件、請求不成立(却下を含む)が146件という実績が報告されている。

本稿は、日中韓特許庁による「日中韓の審判実務の比較研究(無効審判)」における主要な論点について、複数回に分けて紹介し、解説を行うものである。今回は、「特許無効審判から裁判への流れ」及び「知的財産裁判所の概要」について説明を行う。

特許業務法人

北斗特許事務所

HOKUTO PATENT ATTORNEYS OFFICE

所長 弁理士 西川 恵 清

弁理士 坂口 武
弁理士 田中 康
弁理士 仲石 晴
弁理士 水尻 勝
弁理士 北出 英 敏

弁理士 竹尾 由 重
弁理士 佐藤 剛 洋
弁理士 木村 豊
弁理士 谷水 慎
弁理士 松永 勉

〒530-0001 大阪市北区梅田1丁目12番17号 梅田スクエアビル9階

電話 06-6345-7777(代) FAX 06-6344-0777(代)

E-mail: post@hokutopat.com

2. 特許無効審判から裁判への流れ

特許無効審判の審決に不服があった場合には、裁判所に審決取消訴訟を提起することができる。ここでは、特許無効審判から裁判への流れについて、日中韓の実務を対比して解説する。

(1) 審決取消訴訟の管轄

<日本>

特許無効審判の審決に対する訴えは、東京高等裁判所の専属管轄であり（特許法第178条第1項）、東京高等裁判所の特別の支部である知的財産高等裁判所（平成17年4月1日設立）が取り扱っている（知的財産高等裁判所設置法第2条）。

知的財産高等裁判所の判決に不服がある場合には、最高裁判所に上告することができる（民事訴訟法第311条）。

◎日本国特許法

第178条（審決等に対する訴え）

- 1 取消決定又は審決に対する訴え・・・は、東京高等裁判所の専属管轄とする。

◎知的財産高等裁判所設置法

第2条（知的財産高等裁判所の設置）

東京高等裁判所の管轄に属する事件のうち、次に掲げる知的財産に関する事件を取り扱わせるため、裁判所法第22条第1項の規定にかかわらず、特別の支部として、東京高等裁判所に知的財産高等裁判所を設ける。

一（略）

- 二 特許法第178条第1項の訴え・・・に係る訴訟事件

<中国>

特許無効審判について専利復審委員会による判断の結果に対する訴えは、北京知識産権法院が取り扱っている。北京知識産権法院は、知的財産分野の専門法院（2014年11月設立）であり、中級法院（日本の地方裁判所）に相当する。

北京知識産権法院の設立は、最高人民法院（日本の最高裁判所に相当）による「北京、上海、広州における知識産権法院の設立に関する決定」（2014年11月3日施行）に基づく措置である。

北京知識産権法院の判決に不服がある場合には、北京市高級人民法院（日本の高等裁判所に相当）に上訴できる。

◎中国専利法

第46条

- 1 特許再審委員会は特許権無効の宣告請求に対し、適時審査及び決定を行い、かつ請求者及び

特許権者に通知する。特許権の無効宣告が決定された場合、國務院専利行政部門が登記及び公告を行う。

- 2 特許再審委員会の特許権無効宣告又は特許権維持の決定に対して不服である場合、・・・人民法院に訴訟を提起することができる。

<韓国>

特許審判院の審決に対する訴えは、特許法院の専属管轄とされている（特許法第186条第1項）。なお、特許法院は、知的財産分野の専門法院（1998年3月設立）であり、高等法院（日本の高等裁判所）に相当する。

特許法院の判決に不服がある場合には、大法院（日本の最高裁判所に相当）に上告することができる（特許法第186条第8項）。

◎韓国特許法

第186条（審決等に対する訴え）

- 1 特許取消決定または審決に対する訴え・・・は、特許法院の専属管轄とする。
・・・

- 8 第1項による特許法院の判決に対しては、大法院に上告することができる。

<解説>

日中韓ともに、特許無効審判の審決に対する訴え（審決取消訴訟）を裁判所に提起することができる、いずれも知的財産分野を専門とする裁判所が設置されている。ただし、審決取消訴訟については、日本と韓国では、第二審（高等裁判所）の管轄であるのに対して、中国では、第一審（地方裁判所）の管轄である点で相違している。

(2) 当事者

<日本>

審決取消訴訟において、原告は、特許無効審判の当事者、参加人及び参加を申請して拒否された者であり（特許法第178条2項）、その審判の請求人又は被請求人を被告としなければならない（特許法第179条）。

◎日本国特許法

第178条（審決等に対する訴え）

- 1 取消決定又は審決に対する訴え・・・は、東京高等裁判所の専属管轄とする。
- 2 前項の訴えは、当事者、参加人又は・・・審判若しくは再審に参加を申請してその申請を拒否された者に限り、提起することができる。

第179条（被告適格）